

## 「教職に関する科目」への ICT 科目導入と 「教育方法論」

大矢 一人

### はじめに

ギガスクール構想の中で、いわゆる「ICT 関連科目の充実」が叫ばれ、いわゆる「教職に関する科目」にこれらの内容を含む科目を入れ込むことが要請されている。本学の中等教育教員養成課程および栄養教育教員養成課程においては、教職課程委員会などでの検討を重ね、「教育現場での ICT 活用」という科目を 2 年前期開講の 1 単位科目として位置付けることにした。

これまで「情報機器及び教材の活用」に関する内容は、本学の名称で言えば「教育方法論」<sup>1)</sup> という科目で扱ってきた。ところが、上記のようなことが起こったために、①新しい ICT 関連科目を設定するか、②「教育方法論」といった科目の中に、ICT 関連の内容を入れ込むか、を各大学が検討せざるを得なくなった。本学では最終的に上記のようにしたわけであるが、ここではその経緯を「教育方法論」の設置当初からの歴史を振り返りつつ検討したい。

すなわち、まず「教育方法論」がいわゆる「教職に関する科目」に配置されて以降の流れを概観する。「教育方法論」の登場の経緯、他の科目との関連性などを分析したい。

また筆者は、「教育方法論」が配置されて以降、本学で継続してこの科目を担当してきた。その内容がどのように変化してきたのを後付けたい。その際には、とくに「情報機器及び教材の活用」の内容が、「教育方法論」の中でどのような位置を占めていたのかも検討したい。

最後に、ICT 関連科目が置かれるようになった背景やその実際、そして本学で「教育現場での ICT 活用」という科目の設定理由などを明らかに

する。

## I. 「教育方法論」の配置とそれ以降の変遷

### (1) 「教育方法論」の登場

「教育方法論」は、1989年4月に施行された「教育職員免許法」（一部改正）で登場した科目である。この一部改正は、免許法制定後40年ぶりの大改定と言われた。深刻な学校教育の荒廃が背景としてあり、様々な問題を教員養成の立場から解決するためのものであった。免許基準の引き上げ、1種、2種、そして専修免許状の設定などがその内容であったが、いわゆる「教職に関する科目」の内容も大幅に増加した。すなわち、科目区分として「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目」「特別活動に関する科目」「生徒指導及び教育相談に関する科目」などが追加されたのである。このうち、最初に当たる科目について、全国私立大学教職課程研究連絡協議会教員免許事務検討委員会編による『教職課程担当者のための手引き「教職本」－増補版』（2006年、24頁）では、教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」（第一次答申）及び免許法改正説明資料などからの抜粋にもとづいて、その趣旨を次のように記載している<sup>2)</sup>。

今日、学校教育においては、将来の高度情報社会に生きる児童・生徒に必要な資質（情報活用能力）を養い、また、コンピュータ等の新しい情報手段の活用により教育効果を高める必要が指摘されている。

教員についても、これらを担当する資質能力を含め、教育の方法及び技術についての力量が求められていることを中心にしながら、新たに情報機器及び教材の活用を含むことを明示して、養成教育においてこれらに関する専門教育科目の履修を必修としたものである。

このようにして科目区分「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の

活用を含む。)に関する科目」の科目が設定されるに至ったが、本学では「教育方法論」という名称で設定された。他大学では別名称の名前の場合もあるが、以下では「教育方法論」という名称で代表させる。

本学でも、1993年より、新しい免許法に基づいたカリキュラムが施行されることになった。「教育方法論」は、本学の文学部・人間生活学部の中高等教育教員養成において、2年前期に開講されることとなった。筆者はその担当となり、本学に赴任した。その内容などについては、IIでふれることになる。

## (2) 「情報機器の操作」科目の登場

1998年6月に「教育職員免許法」の一部改正が公布された。教育実習期間の延長、「総合演習」や「教職の意義等に関する科目」(本学では、「教師論」として開設)の新設などが行われ、いわゆる「教職に関する科目」が増加し、「教科に関する科目」が減少したことが主な内容である。

「教育方法論」の内容との関係からすると、この時、いわゆる「施行規則66条の6科目」(現在は「の6」であるが、以前は「の3」「の4」などの時期もあった)に、「情報機器の操作(2単位)」が登場したことが注目される。「情報機器の操作」の科目は、国際化、情報化、科学技術の発展といった社会の変化に対応するため、全免許種において共通に履修すべき科目として設定された。なお、同様の理由からであると思われるが、「外国語コミュニケーション(2単位)」もこのときに登場している。

さらにいえば、1999年の学習指導要領の改定にともない、高等学校において「情報」という教科が登場した。その理由について教育課程審議会は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」という1998年7月29日付の答申において、「高等学校においては、情報手段の活用を図りながら情報を適切に判断・分析するための知識・技能を習得させ、情報社会に主体的に対応する態度を育てることを内容とする教科「情報」を新設し必修とすることが適

当である」と示している。いわゆる普通教科としての「情報」である。また専門教科については、「高度情報通信社会における情報関連の人材の養成の必要性に対応するための教科「情報」を新設することが適当である」と述べられた。

話をもとに戻して、「情報機器の操作」の新設が「教育方法論」との関係でなぜ注目されると言えば、「教育方法論」は科目区分として「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目」の科目であり、ここに「情報機器」という言葉が入っている一方で、また新設された科目も「情報機器の操作」という名称だからである。

### (3) 「教育方法論」と「情報機器の操作」

大学側においては、「情報機器の操作」科目が登場したことによって、教育方法論との「すみわけ」が課題となった。どのような内容を「教育方法論」で行い、新設された「情報機器の操作」ではどの部分を扱えばよいかについて、大学側が悩んだのである。

当然、文部省も様々に説明を行った。例えば1999年10月5日付事務連絡文書においては、問いに答えて、次のように説明している<sup>3)</sup>。

#### 問45 「情報機器の操作」と「教育方法及び技術」の関係

規則66条の6（当時は66条の5）による「情報機器の操作」で想定されている授業内容（情報機器の範囲と操作のレベル）はどのようなものか。

また、教職に関する科目の第4欄に規定する「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」との関連でどのように考えればよいか。

（回答）

「情報機器の操作」は、情報機器の一般的かつ基礎的な操作能力を修得するためのもの。

これに対し「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、情報機器を活用した教育方法・技術に関するものであり、情報機器を教育現場における児童・生徒への指導に活用する方法等を内容とするもの。

さらに、前述の『教職課程担当者のための手引き「教職本」－増補版』においては、「参考（再課程申請時における文部省からの助言内容・FAX）」として、次も示されている<sup>4)</sup>。

教育の方法及び技術に対応する科目ですが、情報機器を利用した教育方法や教材活用を含むことも必要ですが、本区分の趣旨は、あくまで教育の方法及び技術を学習することを目的とし、その中で情報機器などを活用する必要があるということです。よって、情報機器等を活用した教育方法に限らない内容を含めて行ってください。

この最後の「情報機器等を活用した教育方法に限らない内容」という言及は、この科目はあくまで教育方法及び技術に関する全体的な内容、たとえば、講義の方法、板書の仕方、副教材の利用などといったことがらを学習することが目的であることを示している。これは、今回、新たな、いわゆる「ICT 関連科目」が導入されたこととの比較として重要であり、のちにふれることになる。

しかし、大学の現場では、この2つの科目の違いを十分に理解することができなかった事例が多くみられた。それを、文部科学省が養成大学を訪れて指導をする「実地視察」の結果報告書からみてみたい。実地視察は、2001年7月19日付で、大学の教員免許課程の水準の維持・向上を図ることを目的とした、「教員免許課程認定大学実地視察規程」が出されて以降、毎年行われた。

ここでは、前述の『教職課程担当者のための手引き「教職本」』<sup>5)</sup> から、

2つの科目に関する視察事項と、視察を行った委員による評価・指導・助言をいくつか掲げることとする。最初に視察事項を記し、「→」のあとに評価などを記す。最後の年は、「教職本」の発行年である。よって視察年度は不明ということになる。

教育の方法及び技術の科目として開設されている「CIA 技法演習」は、若干技術的部分に偏った内容であった。→教育の方法及び技術の科目では、教育効果を能率的に高めることよりも、コンテンツと技術をどう結び付けるかが重要である。(2006年)

「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の授業が「情報機器及び教材の活用を含む。」のみで偏った内容になっており、教育方法・技術についての指導が欠落している。→情報機器の操作能力は不可欠であるが、教育方法及び技術的内容を中心にしたながら、合わせて情報の操作、教材活用の能力を育成する授業を望む。(2006年)

「教育方法の研究」について情報機器の研究に重点を置きすぎて、本来の教育方法の実践力を養うという部分がおろそかになっている可能性があるので、授業内容を確認する必要がある。→「教育方法の研究」の授業内容を確認し、必要があれば授業内容を改善してシラバスに明示していただきたい。(2006年)

「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」は、「教育の方法及び技術」と「情報機器の操作」の両方の科目として設定されている。→「教育の方法及び技術」について、科目を独立させた上で、その専門性を確保していただきたい。(2006年)

「教育の方法及び技術」にあたる授業科目「教育メディア」については、情報機器の操作の知識を身に付けるという技術的な内容のみとなっている。→「教育の方法及び技術」として、授業の構成、教材論等の内容を適切に実施すること。(2007年)

「教育方法論」の内容の半数が「情報機器の操作」にあたる内容となっている。→本来の教育の方法及び技術に即した内容の見直しを行うこと。(2007年)

科目区分「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の該当科目「教育方法Ⅰ」について理論的な内容への偏りが見られる。→現場に視座を置いた授業を行い、現場で求められる必要最小限の力量をもった教員養成を目指してほしい。(2007年)

授業科目「情報処理教育」が、学生の情報機器の基本的な操作を学習する科目となっている。→授業科目「情報処理教育」については、学生が教員になったときに、情報処理を活用しながら、どのように授業を展開すればよいかを学修できるようなものとなるよう、内容を組み立ててほしい。(2008年)

授業科目「教育方法・メディア」のうち、一部の授業内容がメディア教育などの情報関連に偏っている。→教材開発・教授方法を広く捉えて、教育内容を再検討すること。(2008年)

授業科目「授業研論」においては、教育職員免許法施行規則に定められている「各科目に含めることが必要な事項」である「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の情報機器の活用が含まれていない。→授業科目「授業研論」においては、情報通信技術を

活用した教育方法の工夫などを含むようにすること。(2008年)

教育の方法及び技術に該当する科目(授業科目「教育の方法・技術」)について、情報機器及び教材の活用に該当する授業が1回のみとなっている。→教育工学などとして独立した科目がない場合、授業が1回のみでは少ない。別の授業科目で補うなど検討してほしい。(2008年)

授業科目「教育情報機器演習」は「教職に関する科目」であるにもかかわらず、教科「情報」を扱っている。授業科目の内容は、科目の設置趣旨に沿ったものにする。(2008年)

引用を多数用いたが、その理由は「Ⅱ」「Ⅲ」において分析する「教育方法論」の内容と今後の推移と密接に関連するからである。ここでは簡単にまとめておくこととするが、それは4点にまとめられるであろう。それは①「教育方法論」の内容が「情報機器の操作」の内容に偏している事例がみられること、②逆に「教育方法論」の内容が理論や知識に偏り、情報機器及び教材の活用を含まない事例もあること、③教科「情報」の内容を扱っている事例もあること、④「教育方法及び技術的内容」と「情報の操作、教材活用」の比率については、後者が1回では少ないとされ、半数では多いとされていること、である。

2008年11月12日に、文部科学省は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を公布した(2009年4月1日から施行)。これにより、「総合演習」が廃止となり、「教職実践演習」が追加されることになった。ただし、「教育方法論」の内容・性格に変化はない。しかし、大学側では依然として、「教育方法論」と「情報機器の操作」との兼ね合いに苦慮している場合があった。実地視察の指摘には次のようなものがある<sup>6)</sup>。



「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に該当する科目の中で、「情報機器及び教材の活用を含む。」に特化した科目（授業科目「教育工学」）が必修科目となっている。→「教育の方法及び技術」として、適切な内容を実施すること。また、授業科目「学習支援論」については、支援のみならず、指導する能力を必ず育成すること。（2015年？）

「教育方法」の内容が指導法に近い。→「教育方法」の内容については、「教育の方法及び技術」の関連をより意識して授業を展開してほしい。（2015年？）

新しい指摘は、後者にある「教育方法」と「指導法」との関係である。これ以上の内容が把握できないのであるが、ここでいう「指導法」とは、いわゆる「教科教育法」のことであろうか。とすると、ある教科に特化してどのように指導するのかといった内容と、全体としての「教育方法」とは違うということを指摘している、と捉えることができる。

### (3) コアカリキュラムの導入

以上、1989年4月に施行された「教育職員免許法」（一部改正）で登場した科目である「教育方法論」が、どのように把握されてきたかをおさえた。この「教育方法論」の内容がよりはっきりと示されるのは、2019年施行の教育職員免許法の一部改正である。この改正によって新たに教職課程に導入されたものは、多数ある。たとえば、小学校の外国語（英語）教育、ICTを用いた指導法、特別支援教育の充実、学校安全への対応、道徳教育の充実、アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善、学校と地域との連携、チーム学校運営への対応、などである。その中でも「教育方法論」に引き付けて考えると、教職課程コアカリキュラムが重要である。コアカリキュラムとは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべ

ての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示したものであるが、その中でいわゆる「教職に関する科目」のそれぞれについて、その全体目標、内容、そして内容ごとの到達目標などが示された。そして「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の授業科目の各回がその内容を含んでいるかどうかを、表として示すことになったのである。その名をコアカリキュラム表という。

まず全体目標は以下の通りである。

「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」では、これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な、教育の方法、教育の技術、情報機器及び教材の活用に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

全体目標にもとづき、3つの一般目標が掲げられた。「(1) 教育の方法」のそれは上記に掲げられたものであるので省略するが、その到達目標は、4項に分けられており、筆者なりにまとめると、「教育方法の基礎的理論と実践の理解」「これからの社会における教育方法の在り方（主体的・対話的で深い学びの実現など）の理解」「授業・保育を構成する基礎的な要件の理解」「学習評価の基礎的な考え方の理解」である。

「(2) 教育の技術」の全体目標は、「教育目的に適した指導技術を理解し、身に付ける」であり、到達目標は「話法・板書などの基礎的な技術を身に付けていること」「学習指導案を作成できること」である。

「(3) 情報機器及び教材の活用」の一般目標は、「情報機器を活用した効果的な授業や情報活用能力の育成を視野に入れた適切な教材の作成・活用に関する基礎的な能力を身に付ける。」であり、到達目標は「子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができること」「子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む）

を育成するための指導法の理解」である。

## Ⅱ. 藤女子大学・短期大学の「教育方法論」の内容

### (1) 1989年改正と1999年改正

本学の「教職に関する科目」に「教育方法論」が登場するのは、短期大学で1989年、大学文学部・人間生活学部で1992年である。筆者は1993年に本学に着任し、人間生活学部配置となった。

当時の本学の学科構成とそれに係わる免許種は次のようになっていた。まず短大では、英文科（→中学英語）、国文科（→中学国語）、家政科（→中学社会）であり、文学部で英文学科（→中・高英語）、国文学科（→中・高国語、高書道）、人間生活学科で人間生活学科（中・高家庭、人間生活学科の免許種は、その後、様々に変わる。例えば、高校公民の免許を与えていた時期もあり、さらに公民の代わりに高校福祉が置かれることになる）、食物栄養学科（中・高保健、のちに栄養免許となる）であった。なお、保育学科においては当時、幼稚園免許を出していたが、筆者は中等教育担当であってため、関与していない。

筆者自身の担当科目は「道德教育」、「教育実習ⅠA・B（事前事後指導）」、そして「教育方法論」であった。当時「教育方法論」は、短大で1年後期に、文学部で4年前期に、人間生活学部で2年前期に開講されていた。文学部と人間生活学部で時期が2年も違うのは、文学部の「教職に関する科目」が3年次からの開講であるのに対し、人間生活学部は2年次からの開講だったからである。なお、人間生活学部は2年後に2年後期に変更となるが、その理由は今では不明である。1993年の文学部のシラバス（『講義内容』ともいう）には、「教育方法論」の内容を筆者は次のように記した<sup>7)</sup>。

児童・生徒にとって効果的な教育活動を行うための方法とは何かについて、歴史的・社会的な観点から講義を行う。一斉指導とい

う形態が成立することで教授法が確立されたこと、そのため教授法はすぐれて近代的な問題であることなどを把握し、その後の教育方法論の歴史的な展開を概説する。それらをふまえた上で、現在の授業改革に関してその全体的傾向を把握する。／また、現在の授業で用いられることの多い情報機器の活用法について概説し、講義の中で学生自身に実践してもらおう（『文学部 講義内容 平成5年度』18頁）。

すでに「情報機器」に関する言及がある。翌年（1994年）のシラバスは大きく内容がかわる。1993年は着任前にシラバスを書いたが、実際に授業を1年経験して、少しは「教育方法論」の大枠を考えることができるようになったからであろうか。

教育方法とは「教育目的を児童・生徒に効果的に伝える技術・手段」とされ、教育という事象の構成要素のひとつである。本講義では、教育方法を教育という事象を構成すると考えられる他の要素との関連で検討する。

- 1, 教育者・学習者と方法の関係－「教授中心主義と学習中心主義とは何か」「教授＝学習過程とは何か」
- 2, 教育内容と方法の関係－「学習指導の原理と実際（導入の意義と技術、板書の意義など）」
- 3, 教育環境と方法の関係－「学級と一斉指導」「教育の個別化・個性化（オープンスクール、コンピュータ教授）」「学校の内と外」（『文学部 講義内容』16頁）

「3」の部分に、情報機器関係のことがらが示されている。1996年度のシラバスから、各回の講義内容がシラバスに掲載されるようになった。それを表1にまとめた。全部で14講になっており（当時は、15講分を必ず書

くように指示されていなかった)、上記の「1」が2コマ、「2」が4コマ、「3」が5コマで構成されている。このシラバスは1999年まで同様である。

2000年度に本学では、新しいカリキュラムを導入した。1999年の教育職員免許法の一部改正を受けたものである。「教育方法論」は、文学部で1年後期に、人間生活学部も1年後期に配置された。なお短期大学はこの年に募集停止となった。「教職に関する科目」が多くなり、文学部でも1年から授業が開始されるようになった。そのため、1年前期に開講されている「教師論」に引き続き、2年前期にある「教育原理」や「教育心理学」といった理論的な科目よりも前に、やや実践的な科目である「教育方法論」を配置した。ただし、シラバスは以前のものと大きな変更はない(表1参照)。この傾向は2009年まで続いた。なお、2006年に筆者は、国内研修で授業を1年間行っていないので、その時期の「教育方法論」は非常勤の先生が担当しており、内容は全く違うものとなっている。

また、2005年度から本学は「栄養教諭」免許に関する「教育方法論(栄養教諭)」を置くことにした。2005年開始の当初は別の時間で開講してもほぼ同様な内容で行っていた。しかし、その後、食物栄養学科独自の内容を組み込むこととなった。それが表1の「栄養教諭用(2011年)」である。これはシラバスではなく、学生自身へ配布した、その当時の資料が残っていたため、それを掲げており、2011年度からという意味ではない。独自の内容は、①食物栄養学科の学生だけの「教職に関する科目」が初めてであるので、第1回として免許制度とその取得についての説明を行う、②栄養教諭の実習が行われた以降は、先輩による模擬授業を実施したこと、などである。

## (2) 2009年改正と2019年改正

「総合演習」が「教職実践演習」と変更となる2009年改正に伴い、本学では2010年度に「教職に関する科目」の学年開講配置を大幅に変更した。これまでは「総合演習」が4年前期に配置され、そこで「教職に関する科

表1 「教育方法論」の各年度の講義内容（シラバス）

	1996～1999年 (142頁)	2000～2002年 (227頁)
1	「教育方法論」のオリエンテーション	「教育方法論」のオリエンテーション
2	教授と学習の考え方	教授と学習の考え方
3	教授＝学習過程への統合	教授＝学習過程への統合
4	教育評価	教育評価
5	学習指導の原理	学習指導の原理
6	学習指導の実際	学習指導の実際
7	「わかる」ということ	「わかる」ということ
8	生徒指導の原理と実際	生徒指導の原理と実際
9	学級教授の移り変わり	学級教授の移り変わり
10	授業の個別化	授業の個別化
11	学習の個別化への方策	学習の個別化への方策
12	学級編成と学校という組織	
13	学校と地域	
14	講義「教育方法論」のまとめ	
15		
	2003～2004年 (436頁)	2005～2009年 (438頁) ※2005年から栄養教諭免許開始 ※2006年は大矢が国内研修
1	「教育方法論」のオリエンテーション	「教育方法論」のオリエンテーション
2	教授と学習の考え方	教授と学習の考え方
3	教授＝学習過程への統合	教授＝学習過程への統合
4	教育評価	教育評価
5	学習指導の原理	学習指導の原理
6	学習指導の実際	学習指導の実際
7	「わかる」ということ	「わかる」ということ
8	学級教授の移り変わり	「わかる」ことと「できること」
9	授業の個別化	学級教授の移り変わり
10	学習の個別化への方策	授業の個別化
11	学校と教育行政	学習の個別化への方策
12	学校と地域	「学級で学ぶこと」再論
13	講義「教育方法論」のまとめ	学校と教育行政
14		学校と地域
15		講義「教育方法論」のまとめ

	2012年（525頁） ※開講年度変更のため、2010、11年度 は新カリ授業なし	2013年～2020年 (432頁)
1	「教育方法論」のオリエンテーション	「教育方法論」のオリエンテーション
2	教授と学習の考え方	教授と学習の考え方
3	教授＝学習過程への統合	教授＝学習過程への統合
4	教育評価	教育評価
5	学習指導の原理	学習指導の原理
6	学習指導の実際	学習指導の実際
7	授業とは何か	学級教授の移り変わり
8	学習指導案とは何か	オープンスクールとはなにか
9	学習指導案の作成方法（1）	個別学習の実際と学級の意味
10	学習指導案の作成方法（2）	学習指導案とは何か
11	学級教授の移り変わり	学習指導案の作成方法（1）－形式面
12	授業の個別化	学習指導案の作成方法（2）－形式面から内容面へ
13	学習の個別化への方策	学習指導案の作成方法（3）－内容面
14	「学級で学ぶこと」再論	「単元の評価基準」と「本時の計画における評価の方法」
15	講義「教育方法論」のまとめ	講義「教育方法論」のまとめ、そして夏休み課題へ

	栄養教諭免許用（2011年）	現行カリキュラム（引用は 2019年シラバスの 1244頁） ※2020年度に授業開始
1	栄養教諭とはなにか	「教育方法論」のオリエンテーション
2	「教育方法論」のオリエンテーション	教授と学習の考え方
3	教授と学習の考え方	ヘルバルトとデューイ
4	教授＝学習過程への統合	教授＝学習過程への統合
5	教育評価	教育評価(1)～評価の種類
6	学習指導の原理	教育評価(2)～生徒指導要録と通信簿
7	学習指導の実際	学習指導の原理
8	先輩の授業	学習指導の実際
9	学級教授の移り変わり	学級教授の移り変わり
10	授業の個別化	オープンスクールとはなにか
11	学習の個別化への方策	個別学習の実際と学級の意味
12	学校と地域・教育行政（1）	学校をとりまく社会(1)～文部科学省と教育委員会
13	学校と地域・教育行政（2）	学校をとりまく社会(2)－さらなる学校改革へ
14	講義「教育方法論」の考察	確認テスト
15	定期試験	講義「教育方法論」のまとめ／定期試験

注) 各年度のシラバスの引用は、煩雑になるので、そのカリキュラムの最初の年度の頁数を掲げた。

目」の授業は終了していた。しかし、「教職実践演習」は4年後期配置と文部科学省より指定されていたため、変更せざるを得なくなった。「教育方法論」は、文学部・人間生活学部人間生活学科とともに3年前期へ、食物栄養学科のみそのままの1年後期配置となった。

この変更理由には、事前指導の講義である「教育実習ⅠAB」との兼ね合いがある。教育実習自体が4年前期に集中していたため、これまで事前指導である「教育実習ⅠA」を3年前期に、「教育実習ⅠB」を3年後期に、そして「総合演習」を4年前期に配置していた。そして、教育実習内諾などの事務的なことがらも含めて、3年前期から4年前期までを、文学部及び人間生活学部人間生活学科に配置された教職課程の専任教員が「教職に関する科目」を継続してもつことが出来るようにしていた。筆者は文学部が担当である（筆者は1999年度に人間生活学部から文学部に所属替えとなった）。

ところが、「総合演習」が廃止となり「教職実践演習」が4年後期配置となると、上記の流れの授業を行うことができない。よって、「教育方法論」を3年前期に、「教育実習ⅠA・B」を3年後期・4年前期に配置することとした（ちなみに1年後期開講を3年前期開講としたため、2010～2111年度に「教育方法論」の授業はなかった）。3年前期においては、人間生活学部人間生活学科の専任教員が教職に関する科目を担当することができなくなったが、筆者との連絡を密にすることで、問題をクリアしようと考えた。なお、食物栄養学科の教育実習は3年の夏休み時期に行っており、それに変化はないため、「教育方法論」などの開講時期変更は行わなかった。

開講時期が変更になったことに伴い、「教育方法論」の内容は大きく変化した。これまで「教育実習ⅠA」で行っていた「学習指導案の書き方」の内容を大幅に取り入れたのである（表1の「2012年」「2013年～2020年」のシラバス参照）。この2つはいつの時点で行うかで違いがあるが、2012年度で4回分（第7～10回）、2013年度以降で5回分（第10～14回）が、



指導案作成の内容の講義である。そしてその分、前述した第3の視点である「教育環境と方法の関係」の内容のうち、「学級と一斉指導」「教育の個別化・個性化（オープンスクール、コンピュータ教授）」が統合され、「学校の内と外」「学校と地域・教育行政」の部分がなくなった。最後の部分は、筆者としては教育方法が単に学校における教員個人個人の技術の問題だけではなく、それを取り巻く社会（行政も含めて）に規定されていることを学生に指導したかったのであるが、時間数の関係から外すこととした。

ある意味、その内容がもとに戻ったのが、2019年改正に伴う、本学カリキュラムの改正である。ここでもいわゆる「教職に関する科目」の学年開講配置を変更した。1年前期の「教師論」の後に、理論的な内容である「教育原理」を前倒しにして置き（ただし、大矢が担当することになったので、実践的な内容を含めている）、「大学が独自に設定する科目」である、教職課程専任教員のオムニバス科目である「北海道の教育」も1年後期に配置した。そのうえで「教科教育法」が中学校免許で8単位取得となったことで全学科（食物栄養学科を除く）で2年前期からの開講になったことに伴い、「教育方法論」も2年前期とした。

開講時期変更に伴い、内容も変更した（表1の「現行カリキュラム」のシラバス参照）。ある意味、以前に戻った内容であるが、一部変更がある。それは、①第1の視点である「教育者・学習者と方法の関係」を1回分増やした、②同様に教育評価の内容を1回分増やした、ことである。なお、2020年度は、いわゆる旧カリと新カリが同時並行で実施されたこと、同様に2020～2021年度にかけてはコロナ渦のため非対面の授業が行われたことで、内容に若干の修正があったが、ここでは詳述しない。

### (3) 「教育方法論」における「情報機器及び教材の活用」の内容

以上、本学の「教育方法論」の内容の変遷をみてきたが、その中で「情報機器及び教材の活用」がどういう内容であったかをより詳しくみてみた

い。

その内容は、第3の視点である「教育環境と方法の関係」で扱われている。現行のカリキュラムでみると、まず、第9回の授業は、教育環境とは何かから始まる。環境には大きく「物的環境」と「人的環境」の二種があると説明し、「物的環境」は、施設・設備のことであり、その授業に適切なものを選べばよいとさらっと流す。そのうえで「人的環境」について、学校教育では多くの場合、1人の教師（＝教育者）が多数の生徒（＝学習者）を相手に教えるが、その多数の生徒は、1つの集団、すなわち学級となるとする。そして「それでは、なぜ、学級で学ぶ必要があるのか」と大きなテーマを掲げて、「学級教授の移りかわり」の内容となる。これは題目のとおり、学級教授がいつ生まれたかの歴史の変遷をおさえるものである。学級は公教育ができたいわゆる「近代」にできあがった。それ以前の私教育においては、たとえば貴族の家には住み込みの家庭教師がいて、その家の子どもが産まれてから結婚するまで（さらにその後の場合もある）、指導するという話をする（ルソーの「エミール」の例である）。これらの内容を、実物投影機（以前はOHP）を用いて写真や絵画などを使って説明し、実物投影機の使い方、利点と問題点などを説明する。

続いて「第10回 オープンスクールとはなにかー授業の個別化（動画視聴など）」である。学級の問題点の一つである「学習者のそれぞれに十分に対応できない」について、学習者自身が活動するグループ学習や個別授業を、オープンスクールを例にして動画（20分）として示す。さらに個別教授の問題点（①学習者ごとに学習の進度に個人差ができる、②学習したくない者はやらないことが可能となる）を克服するための方策を検討する。それは、次の通りである。

- 1) 学習内容をスキル（練習・訓練）の部分と考察の部分に分け、前者とその前提部分（説明など）を個別学習にまかす。
- 2) スキルの部分を学習者が「自分でやろう」と意欲を持ってもらう

ために、授業内容に楽しさ・不思議さを導入する。

- 3) 学習者が自分でやり続けるために、学習内容を細分化し、少しずつ理解が進める形、いわゆるスモールステップ方式を採用する。
- 4) 理解が十分であるかどうかの評価を重視し、自己評価、友達との相互評価、そして教員による評価を大事にする。さらに出来たときに達成感・成就感も大切にする。

そのうえで、                    の部分を自学自習することを「プログラム学習」というとし、さらにティーチングマシーンとしてコンピュータを利用する「プログラム学習」を、コンピュータ教授（CAI、Computer Assisted Instruction）という、としてまとめる。

最後の「第11回 個別学習の実際と学級の意味」においては、CAI教授の例として、算数3年生の2ケタ×2ケタのかけ算の様子を動画（10分）でみる。さらに電子黒板に関する4年生のレポート「電子黒板を利用した授業の工夫について」を読んだ後で、さらに電子黒板に関する動画（15分）を視聴する。そのうえで、電子黒板を用いて、デジタル教科書を使ってみる。国語・英語・家庭科などおよそ15分程度である（ただし、コロナの関係で実践を行わない年度もある）。さらに、2022年度には、高校1年生も一人一台ダブロイドを手にした授業が行っているので、家庭科の研究実習の一部を視聴した。

電子黒板や一人一台のダブロイドといったICT教育が、これまでの教育方法に大きな変化をもたらすことを実感させようと考えて、このような授業内容としている。とくに「学びの共有化」という点について指摘し、学習の個人化が進む中でも、学級で学ぶことには意味がある、としてまとめている。

以上、「情報機器及び教材の活用」の内容を把握したが、ここでは最後に、この内容と「I」の(2)で記した「教育方法論」と「情報機器の操作」の関係性について確認してみたい。内容に関しては、①「教育方法

論」の内容が「情報機器の操作」の内容に偏している事例が見られたり、一方で、②「教育方法論」の内容が理論や知識に偏り、情報機器および教材の活用を含まない事例もあること、という指摘があった。筆者の実践は、双方の内容を含んでいるといえる。また③教科「情報」の内容を扱っている事例もあることという問題点もあったが、これも筆者の実践には該当しない。そして、回数の問題として④「教育方法および技術的内容」と「情報の操作、教材活用」の比率については、後者が1回では少ないとされ、半数では多いとされていること、について、筆者の実践の回数はおおよそ3回となっている。以上から、問題点自体はクリアしていると言えるだろう。

### Ⅲ. 「ICT 関連科目」の登場と藤女子大学の位置付け

#### (1) 「ICT 関連科目」登場の背景とその内容

令和3年1月26日発表の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」においては、「各教科の指導法におけるICTの活用について修得する前に、各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しい科目を設けること」が指摘された。それを受けて文部科学省は教育職員免許法を一部改正し、令和4年4月1日に施行した。

それに伴い、小・中・高等学校の教諭の普通免許状のための「教科及び教職に関する科目」の修得方法を変更した。まずいわゆる「教科教育法」については、()内に記されていた「情報技術及び教材の活用を含む。」が「情報通信技術の活用を含む。」に変更された。「情報技術」だけではなく、「情報通信技術」へと拡大されたのである。また道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうち「教育の方法及び技術（情報技術及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に二分した。「情報

通信技術を活用した教育の理論及び方法」を重視し、各々の科目にその内容を入れ込むようにという指示である。そのうえで「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目を1単位以上修得することとされた。また施行規則66条の6については、これまでの「情報機器の操作」は、「数理・データサイエンス・AI」でもよいこととなった。

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の全体目標は以下とされた。

情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法では、情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方及び児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための指導法に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

ここで注目すべきは、教員として校務を推進するために「情報通信技術を効果的に活用」することが掲げられていることである。筆者の「教育方法論」の授業にはそのような視点はなかった。

一般目標は3点で示された。まず「(1) 情報通信技術の活用の意義と理論」が掲げられ、その到達目標は、筆者なりの整理では「個別最適な学びや主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の必要性など、社会的な背景の変化も踏まえての情報活用技術の活用と意義、在り方の理解」「特別の支援を必要とする子供に対する情報通信技術の活用の意義の理解」「外部人材（ICT支援員など）や外部機関（大学など）との連携の在り方、学校におけるICT環境の整備の在り方の理解」である。ここに「特別の支援を必要とする子供」への言及があることも大事であろう。筆者の「教育方法論」の授業にはこのような視点も存在しなかった。

また、「(2) 情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進」の到達目標は、4つにまとめられた。「情報通信技術を効果的に活用した指導事例（デジタル教材を含む）を理解し、基礎的な指導法を身に付けて

いること」「教育データを活用して指導や学習評価に活用すること、教育情報セキュリティの重要性の理解」「遠隔・オンライン教育意義やシステムの使用法の理解」「統合型校務支援システムを含む情報通信技術を活用した校務の推進への理解」である。

そして、最後が「(3) 児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための指導法」であり、到達目標は3つにまとめられている。「各教科等において横断的に育成する情報活用能力の内容理解」「情報活用能力について、各教科等の特性に応じた指導事例を理解し、基礎的な指導法を身に付けること」「情報通信技術の基本的な操作を身に付けさせるための指導法を身に付けていること（小学校教諭）」である。

## (2) 本学の「ICT 関連科目」の設定

以上のような、文部科学省の指示にもとづき、本学では、いわゆる「ICT 関連科目」の設定をどうするかを検討に入った。ここでは中等教育・栄養教育に限定して、検討の内容を記す。

まず、設定に際して、課題となることはおおよそ次のようなことであった。

- 1) 「ICT 関連科目」の担当は誰にするか。
- 2) 「ICT 関連科目」を独自の科目とするか、「教育方法論」の一部として入れ込むか、もしくは双方の単位数を1単位とするのか。
- 3) 一部として入れ込む場合、その担当は、オムニバスにして担当者を分けるのかどうか。
- 4) 「ICT 関連科目」は中等教育教員免許では必修であるのに対し、栄養教諭免許ではそうでない。しかし本学では人間生活学部において、「教育方法論」を双方の学科の同時開講で行っている。これらをどうするか。
- 5) 開講時期をいつにするか。

6) 名称は何とするか。

まず、1) についてであるが、筆者には「ICT 関連科目」の全体目標・到達目標全体を行う能力はないと判断した。そのため担当の先生を探すこととしたが、本学に教育工学などを専門とした専任教員がおり、その先生が積極的に担当の意向を示されたため、その先生にお願いすることとした。

2) については、これまで筆者担当であった「教育方法論」の内容との関連がある。もし「ICT 関連科目」を「教育方法論」に入れ込むとすると、各々は1単位以上開設する必要があるので、「教育方法論」の内容を7.5回に減らす必要がある。「教育方法論」の内容、すなわち現行の回数でいうと、「1, 教育者・学習者と方法の関係」(オリエンテーションも含めて4回)「2, 教育内容と方法の関係」(3回)「3, 教育環境と方法の関係」(4回)、「4, 教育評価」(2回)、そして確認テストと総まとめ、のなかで、「3」などを大きく減らして「学習指導案作成」の内容を付け加えた2013～2020年の内容もあるが(表1参照)、それであっても「教育方法論」の中心的な内容は10回を数えた。よって、内容を大幅に変更しない限り、「教育方法論」を1単位分の7.5回にすることはできないことになる。かりに「教育方法論」を2単位のままにして、「ICT 関連科目」を1単位とすると、教職志望の学生の負担が1単位分多くなるという問題もある。

以上のような中で、教職課程委員会では、筆者が「教育方法論」をこのままの内容で継続したいことを説明した。また、学生の負担は確かに多くなるが、いわゆる「教職に関する科目」と「教科に関する科目」などを併せて総計59単位を取得するという原則は変わらないので、たとえ「教職に関する科目」が1単位分増えたとしても、「教科に関する科目」を1単位分少なく履修することになることも付け加えた。よって2)の後段については、「教育方法論」を2単位のままで行うことになり、さらに3)についても、オムニバスにして担当を分けることも行わないこととした。

4) については、食物栄養学科の検討で「ICT 関連科目は栄養教諭としても必要な科目である」という意見をいただく一方で、学生の意向も重視するという点から、必修とはせずに選択として開講することとした。以上から、本学の中等教育・栄養教育においては、「ICT 関連科目」を1単位として開設し、食物栄養学科のみ選択とすることとした。

5) の開講時期については、文部科学省からの説明では、社会一般の栄養である「情報機器の操作」をもとに、総論の修得として「ICT 関連科目」、そして教科毎に分化して ICT 関連の内容も「教科教育法」で修得するように説明されていた。本学では「情報機器の操作」に関する科目を1年前後期に配置している。また教科教育法を栄養教諭および書道科を除いて、2年次より配置している。そのため、「ICT 関連科目」は2年前期に置くこととした。6) の名称については、担当の先生の意向を尊重して「教育現場での ICT 活用」とした。

以上の説明を教職課程委員会で行い、審議のうえ、上記が認められた。その後、両学部教授会で審議され、了承された。

実際の授業は2023年度の前期から行われるが、文部科学省に提出したシラバスは、『教職課程ニュース』(N0.27)<sup>8)</sup>に掲載されているが、ここでは「四つの柱」だけを掲げる。それは「1. 情報活用社会での基盤的 ICT 活用知識」「2. 教師として理解すべき ICT 基礎知識、及び活用知識と能力」「3. 児童生徒による ICT 活用を指導する能力」「4. 教材研究・指導準備・評価・校務のための ICT 活用能力」である。これまでの筆者の「教育方法論」で含まれていなかった、ICT を活用するための、より実践的な内容とともに、教員として校務を推進するために「情報通信技術を効果的に活用すること」などの内容も含まれている。

## おわりに

以上、「ICT 関連科目」の導入とそれにかかわる「教育方法論」の内容などを分析してきた。



まず、「Ⅰ」においては、「教育方法論」は、将来の高度情報社会に生きる児童・生徒に必要な資質（情報活用能力）を養い、また、コンピュータ等の新しい情報手段の活用により教育効果を高める必要があり、これらを担当する教員の資質能力を含め、教育の方法及び技術についての力量が求められていることから、設定されたことを確認した。また、「情報機器との操作」との違いについて、各大学で様々な認識違いがあり、「教育方法論」の内容に齟齬があったこと、それは2010年代まで続いたが、コアカリキュラム表において、目標などが明示されたことにより、一応の終止符がうたれたことを明らかにした。

「Ⅱ」においては、本学の「教育方法論」の内容の変遷をおい、その中でもとくに「情報機器及び教材の活用」の内容について分析した。繰り返しになるが、「Ⅰ」で示した内容との関係で言えば、「教育方法論」の内容が「情報機器の操作」の内容に偏している事例が見られたりする一方で、「教育方法論」の内容が理論や知識に偏り、情報機器および教材の活用を含まない事例もあることについて、筆者の実践は、双方の内容を含んでいると把握した。また教科「情報」の内容を扱っている事例もあるという問題点もあったが、これも筆者の実践には該当していない。そして、回数の問題として、「教育方法および技術的内容」と「情報の操作、教材活用」の比率については、筆者の実践の回数はおよそ3回となっており、問題はなかったと判断した。

そのうえで、「Ⅲ」において、新たな「ICT 関連科目」の設置要請の動向と本学の対応を示した。本学では「教育現場での ICT 活用」（2 年前期・1 単位）を科目として配置して別の専任教員に担当してもらうこととなった。別の専任教員に担当してもらう理由は、筆者の能力の問題、よりふさわしい人材が本学専任教員にいたこと、などである。そして「教育方法論」（2 年前期・2 単位）はこれまで通りの内容で筆者が担当を続けることにした理由などを明らかにした。

なお、以上のことは本学の中等教育および栄養教育についてのことであ

り、小学校教員養成を行っている子ども教育学科では、学科の完成年度に至る途中であったため、中等教育・栄養教育とは違う形で「ICT関連科目」を導入することとした。すなわち、教育方法論の中に入れ込んで2単位科目とするという形である。

2023年度より「教育現場でのICT活用」の授業がはじまる。その実践結果をみながら、今後の「教育方法論」の在り方をさらに検討していきたい。

## 注

- 1) 筆者の「教育方法論」の講義自体に関する拙論として以下のものがある。

「授業評価アンケートからみる講義「教育方法論」－新しい出発の前提として－」（『尚志会会誌「新しい出発」』第13号、2008年、12～18頁）。

また、教育方法に関する論文としては次のものもある。

「講義形式と発表形式を融合した教授方法に関する一考察－『幼児教育史』の授業を通じて－」（作陽学園学術研究会『研究紀要』第24巻第1号、1991年、55～65頁）。

- 2) 全国私立大学教職課程研究連絡協議会教員免許事務検討委員会編『教職課程担当者のための手引き「教職本」－増補版』、2006年、24頁。
- 3) 同上、9頁。
- 4) 同上。
- 5) 全国私立大学教職課程研究連絡協議会教員免許事務検討委員会編『教職課程担当者のための手引き「教職本』』は、以下のような年度に発行されている。その際、これらの視察事項と評価は各年度ごとにバラバラに掲載されており、今回は、一番最初の掲載された年度を（ ）として末尾に掲げた。

『教職課程担当者のための手引き「教職本』』、2005年。

『教職課程担当者のための手引き「教職本」－増補版』、2006年。2)

に掲げたものである。

『教職課程担当者のための手引き「教職本（改訂版）」、2007年。

『教職課程担当者のための手引き「教職本（平成20年度改訂版） 第4分冊 教職課程認定大学実地視察報告書から見た科目開設上に注意点」、2008年。

『教職課程担当者のための手引き「教職本（平成21年度改訂版） 第4分冊 教職課程認定大学実地視察報告書から見た科目開設上に注意点」、2009年。

- 6) 『教職課程担当者のための手引き「教職本（平成26年度改訂版） 第4分冊① 教職課程認定大学実地視察報告書から見た科目開設上に注意点』、発行年なし。引用には、平成26年が2015年であるので、（2015年？）と記した。なお、IIの部分を中心に、文部（科学）省の答申や法律の内容について記したが、煩雑になるのでここではいちいち注を掲げない。その中でも参考にしたのは、上記と同じいわゆる「教職本」であり、以下のものである。

『教職課程担当者のための手引き「教職本（平成21年度改訂版） 第1分冊 我が国の教員養成と免許制度の変遷』、2009年。

- 7) なお、シラバスについてはこれ以降煩雑になるので、いちいち注を掲げない。引用をした場合には、最後に年度と頁数のみを記すこととする。

- 8) 工藤雅之「【教職FD・SD 連載2】教職課程新科目「教育現場でのICT活用」の目的と内容」（『教職課程ニュース』No.27、2022年2月20日、2～4頁）。『教職課程ニュース』は本学の中等教育・栄養教育養成課程を卒業して教職に就いている者に送付しているものである。本学の教職員へも配布しているため、教職のFD・SDに関連した内容も昨年度より掲載しており、その「連載2」を工藤先生にご執筆をいただいた。